

親鸞における憲法十七条の了解について

柳 瀬 彰 弘

親鸞が聖徳太子を崇敬していたことは周知の如くであり、その崇敬の念が、当時の仏教者の中でも熱烈なものであることは、太子を「和国の教主」として讃えたことから明白である。かかる親鸞が、今日でも太子の思想を物語るうえで、もっとも重要なものの一つと考えられている憲法十七条について如何に了解していたか管見を述べてみたい。

先ず親鸞の太子に関する著述について尋ねてみると、一つは『尊号真像銘文』そして『上宮太子御記』（以下『御記』と略す）さらに一連の和讃である。これらの著述について概略を述べると、『尊号真像銘文』は親鸞八十六歳の作であり、その中で「皇太子聖徳の御銘文」と題して二つの文が記載されている。一つは百済の阿佐の太子に対する崇敬の念を述べたものであり、もう一つは新羅の日羅のやはり太子に対する崇敬の念を述べたものである。これら二文を記載した後、その文言を解釈している。次に『御記』であるが、これは八十五歳の作であり、この『御記』は『三宝絵詞』をもとにして

作られたものである。『三宝絵詞』とは九八四年に成立し、源為憲が著わした、いわば仏教入門書とも言うべき性質の書物である。その内容は上・中・下巻から成り、仏・法・僧の三宝に配分して書かれており、その中巻に太子伝が記述されている。親鸞が太子伝を製作するのに何故『三宝絵詞』を依用したか問題視されるところである。当時であれば太子伝の集大成とも言うべき『聖徳太子伝暦』（以下『伝暦』と略す）があり、本来ならこの『伝暦』をもとにするのが妥当であろう。むしろ親鸞がこの『伝暦』を見ていたことは、『御記』の中で『三宝絵詞』の太子伝を記した後に、『日本書紀』や『伝暦』さらに『日本霊異記』にも太子伝がある旨のことを述べていることから明らかである。しかるに親鸞は『御記』に『三宝絵詞』を依用し、ほぼ原文のまま書写し、その後に増補するかたちで『日本三宝感通集』や『松子伝』の一部を引用している。以上のことから考えて、この『御記』は、親鸞の積極的な意志をもって、親鸞の了受する太子伝を著わし

たと私は考える。そして一連の和讃について、まず『正像未和讃』である。この和讃には草稿本・初稿本と呼ばれるものと蓮如の花押のある文明開版本が注目できる。この中で草稿本に太子に関する和讃が二首あり、また文明開版本の中には「皇太子聖徳奉讃」という題を冠して十一首歌われている。

これらの和讃の製作年代は、およそ八十五歳より八十八歳頃にかけてであろうと思われる。これらの和讃は根本資料が不明確なことや、その内容から鑑みて親鸞の太子に対する崇敬の念の表白を和讃化したものと言いたい。次に『大日本国粟散王聖徳太子奉讃』であるが、この和讃は『真宗遺文纂要』に収められているものであり、その奥書より八十五歳の作と考えられる。和讃の数は百十四首で、『三宝絵詞』に記載されている太子伝を、一部前後するところはあるが、ほぼ全般にわたり詳細に和讃にしている。ただこの和讃の冒頭二首に次のものが書かれてある。

和國の教主聖徳皇

一心に歸命したてまつり

奉讃不退ならしめよ
はめたてまつることしりそかされとなり

上宮皇子方便し

如來の悲願を弘宣せり

和國の有情をあわれみて

慶喜奉讃せしむべし
よろこひはめたてまつれとなり

このことから親鸞が「和國の教主」としての太子伝を和讃化したと私は考えている。そしてもう一つ『皇太子聖徳奉讃』

親鸞における憲法十七条の了解について（柳瀬）

があり、これは八十三歳の作でその数は七十五首である。この和讃は前述の和讃のように太子伝を歌ったものではなく、いくつかの書物をもとに仏者太子の治蹟を和讃化したものであることから、親鸞の太子観を和讃にしたものと言えよう。

このように親鸞の太子に関する著述を伺ってきたのであるが、この中で憲法十七条に対する記述を尋ねてみると、最後に挙げた『皇太子聖徳奉讃』にのみ見出し得ることができ、そこでもう少しこの和讃について考えてみることにする。この和讃は『四天王寺御手印縁起』（以下『御手印縁起』と略す）を中心として製作されている。具体的に述べると、『御手印縁起』によるものが七十五首中四十一首もあり、他の和讃は『伝暦』・『三宝絵詞』・『日本三宝感通集』・『松子伝』等によっている。さらに末尾に『御手印縁起』の奥書が書写されており、このことは親鸞がこの和讃を『御手印縁起』に準じて製作したものではないかと思われる。当時『御手印縁起』を拝見し、書写することが太子奉讃の行業の一つとなっていたことと相俟って、親鸞は太子の恩徳報謝を基盤として、太子観を謳歌したと考えたいのである。このことを踏えて、憲法十七条に関する和讃を尋ねてみることにする。憲法十七条についての和讃は末尾三首のところに次のものがある。

憲章の第二にのたまはく 三寶にあつく恭敬せよ

親鸞における憲法十七条の了解について（柳 瀬）

四生のついのよりどころ

萬國たすけの棟梁なり

いづれのよいづれのひとか歸せざらむ

三寶よりまつらすば

いかでかこのよのひとへの

まがれることをたゞさま

し

とめるものうへえは

いしをみづにいろゝがごとくなり

ともしきものゝあらそひは みづをいしにいろゝにたりけり

これらの三首は憲法の二条と五条によっているものである。二条では憲法全体を通して仏教がもっとも明確に述べられているところであり、五条については根本的な人間性に対する戒めが述べられてある。この二つの事柄に親鸞が注目したことは、親鸞の憲法十七条の了解において示唆を与えるものであるが、ただ問題視せねばならないことがある。すなわちこの和讃が親鸞著述時の原形の姿をとどめて今日現存しているのか否かである。このことは多屋頼俊先生が『和讃史概説』の中で指摘されている如く、おそらく原形のままでないと思われる。したがって他に憲法に関する和讃があったものと考えるのが自然であろう。さればこの三首の和讃のみで親鸞の憲法十七条に対する了解を推求することは極めて危険性がある。ここで私は、太子の治蹟を述べたものとされる次の和讃について留意したいのである。

太子の御とし三十三 なつ四月にはじめてぞ

憲法製して十七條

御てにて書して奏せしむ

十七の憲章つくりては

皇法の模範としたまへり

朝家安穩の御のりなり

國土豊饒のたからなり

この二首のなかで後の和讃に注目したい。すなわちこれは『御手印縁起』により作られたものであり、親鸞の意図による典拠であるならば、この和讃に語られる内容は、親鸞の憲法十七条に対する了解の一面を伺い知ることができる。親鸞は仏法と王法とを厳しく区別しており、前述の如く親鸞が太子を「和国の教主」として敬い、さらに信じて疑わなかったことを踏えて推求するならば、太子の著述されたものは、仏法と言っても過言ではなく、あるいは親鸞にとって少なくとも仏法として聞えたにちがいない。このことは他の太子の著作や治蹟に対する親鸞の称讃からも推察される。すなわち『三経義疏』はもとより「三宝の詔」等に対してはこのうえもなく讃えている。むしろ憲法十七条に於いても特記して和讃を製作していることや、前記した和讃の内容から鑑みても崇敬の念を感じすることはできるが、憲法の底流に仏教思想があるにしても、やはり王法としてとらえているところに親鸞の厳しい視座が窺えるように思えてならない。

△キーワード▽ 憲法十七条、和讃、王法

（大谷大学大学院修了）